

令和2年2月定例会

請 願 ・ 陳 情

(現状と県の取組状況)



【継続】 令和2年2月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
今定例会で付託案件はありません。							

【新規】 令和2年2月定例会請願・陳情

所管	受理番号	請願	陳情	所管	件名	提出者	ページ
総務教育	2-1		○	教育	いじめ防止対策の強化について	足羽 佑太	3
福祉生活 病院	2-2		○	福祉保健	SNS相談の相談体制の強化を求める意見書の提出及びとっとりSNS相談事業の利用の拡大・推進について	足羽 佑太	5
	2-4		○	福祉保健	統合型リゾート施設整備方針の撤回等を求める意見書の提出について	足羽 佑太	6
	2-5		○	福祉保健	新型コロナウイルス対策及び疫学的検査体制の強化を求める意見書の提出について	足羽 佑太	7
	2-6		○	福祉保健	厚生労働省による公立・公的病院名公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について	鳥取県医療労働組合連合会 執行委員長 池原 裕子 外1団体	8
	2-7		○	子育て・ 人財	保育関係者の早急な処遇改善について	鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利	10
	2-8		○	子育て・ 人財	保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出について	鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利	11
	2-9		○	生活環境	被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書の提出について	フラワーデモととりの会 世話人 高橋 智鶴 外	12
農林水産 商工					(付託なし)		
地域づくり 県土警察	2-3		○	地域 づくり	自衛隊の中東派遣に反対する意見書の提出について	足羽 佑太	13
	2-10		○	危機 管理	島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ圏内に住む乳幼児及び妊産婦等がP AZ圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な方策について	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中 幸子	14
	2-11		○	危機 管理	原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設 定するよう求める意見書の提出について	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中 幸子	16
	2-12		○	危機 管理	放射能汚染された除去土壌(除染土)の再利用(処分・拡散)を全国で進める環境 省令案の再考を求める意見書の提出について	えねみら・とっとり (エネルギーの未来を考える会) 共同代表 山中 幸子	17

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-1号 (2.2.12)	教育	いじめ防止対策の強化について 倉吉市 足羽佑太	<p>【現 状】</p> <p>国の「いじめ防止対策推進法」（平成25年施行）、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）を受けて改定した「<u>鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針</u>」（平成29年7月改定）及び、「<u>いじめ対応マニュアル</u>」（令和元年9月策定）に基づき、いじめ問題への適切な対応に努めるとともに、各県立高等学校では「鳥取県いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、いじめ防止基本方針を策定し、いじめに関するアンケートを実施するなど、実態把握及び未然防止を含めた対策を行うこととしている。</p> <p>○いじめに関するアンケート調査実施状況（平成30年度）</p> <p>＜県内＞ 鳥取県全体（国公立）97.5% <u>県立高等学校 100%</u></p> <p>＜全国＞ 全国（国公立）98.2% <u>高等学校 94.5%</u></p> <p>○いじめの認知件数 平成30年度（鳥取県：国公立） 小学校 1,432件、中学校 461件、<u>高等学校 59件</u>、特別支援学校 26件 計 1,978件</p> <p>○いじめの解消率 平成30年度（国公立） 鳥取県全体 95.4% 全国 84.3%</p> <p>【県の取組状況】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 これまでも、いじめアンケートの取扱いや、いじめの防止策については、各学校に対しては校長会や教職員研修等、市町村教育委員会に対しては担当者会や行政説明会等で周知しており、また、「教育相談体制充実のための手引き」（平成30年7月）を策定し、生徒指導上の諸課題について組織での対応を行うよう周知に努めている。 2 また、「児童・生徒に係るハラスメントの防止等に関する指針」を定めており、教職員等による児童・生徒へのハラスメントの防止措置及び問題が生じた場合の相談体制の整備等に取組んでいるところである。 3 なお、令和2年2月に懲戒処分を行った教員によるアンケート改ざん事案を踏まえ、再発防止のため、改めて法令順守の徹底について通知するとともに校長会等での徹底を図った。また、教員の指導内容に関するアンケートを回収する際の工夫についても県立学校長会で要請した。

【請願の要旨】
鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、県立高等学校におけるいじめなどに関するアンケートの内容改ざんの再発防止策の構築といじめの防止策の更なる強化を求めること。

			<p>4 SOS の出し方に関する教育の取組として、24 時間子ども SOS ダイヤルをはじめとした、いじめなどの相談窓口の連絡先を記載したクリアファイルを県内すべての児童生徒に配布を行い、周知に努めている。また、いじめを通報しやすい環境をつくるため「SNS を活用したいじめ通報システム」を平成 30 年度から導入（令和元年度は公立中学校 3 校、県立高校 7 校で実施）している。</p> <p>※参考法令：いじめ防止対策推進法</p> <p>（第 7 条）学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p> <p>（第 8 条）学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p> <p>（第 16 条）学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。</p>
--	--	--	---

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																	
2年ー 2号 (2. 2.12)	福祉保健	SNS相談の相談体制の強化を求める意見書の提出及びとっとりSNS相談事業の利用の拡大・推進について 倉吉市 足羽 佑太	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の自死者数は平成10年以降3万人を超える状態が続いていたが、平成24年に15年ぶりに3万人を下回り、平成22年以降は9年連続の減少、平成30年は2万840人で昭和56年以来37年ぶりに2万1,000人を下回った。 ○ 本県の自死者数は平成20年に212人まで増加したものの、その後減少傾向に転じ、令和元年は80人(速報値)となった。また、人口10万人当たりの自死死亡率も全国平均を下回っている。(鳥取県14.3、全国15.8(令和元年速報値)) ○ 平成29年の神奈川県座間市での事件を受け、厚生労働省では平成30年3月に自死防止を目的に、若者のコミュニケーションツールとなっているSNSを活用した相談事業を開始した。(令和元年度は8団体に補助し、LINE、Twitter、チャット等による相談事業を実施。) ○ 本県においても、平成30年4月に鳥取県自死対策計画「みんなで支え合う自死対策プログラム」を策定し、学校現場や若年者を対象にSNSを活用した相談体制の構築について推進することとしている。 <p>【県の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成30年度に試行的にLINE及びTwitterを活用した“若年者オンラインカウンセリング実証事業”を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <実証期間> 平成30年9月10日～9月30日 <相談延件数> 125件 ○ 令和元年度からは実証結果を踏まえ一定の成果が見込まれたことから、LINEを活用した“とっとりSNS相談事業”を通年で実施することとした。 <ul style="list-style-type: none"> <実施期間> 令和元年6月3日～(毎週月曜日及び新学期開始前後の期間) <対応時間> 午後5時30分～9時30分 <相談延件数> ※2月は2/13現在 <table border="1" data-bbox="1025 1182 2056 1302"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談日数</td> <td>4日</td> <td>5日</td> <td>10日</td> <td>5日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>4日</td> <td>7日</td> <td>2日</td> <td>45日</td> </tr> <tr> <td>相談延件数</td> <td>5件</td> <td>4件</td> <td>12件</td> <td>2件</td> <td>0件</td> <td>8件</td> <td>10件</td> <td>16件</td> <td>18件</td> <td>75件</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ○ 年度前半は相談件数が伸び悩んだものの、各種広報の充実により相談件数は増加傾向にある。 <ul style="list-style-type: none"> ※県内の大学、短大、専門学校、高等学校へのチラシ配布(高等学校は全生徒に配布)、駅やショッピングモールでの街頭キャンペーン、県政だより、県トリピーツイッター、新聞広告等での広報活動を実施。 	区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計	相談日数	4日	5日	10日	5日	4日	4日	4日	7日	2日	45日	相談延件数	5件	4件	12件	2件	0件	8件	10件	16件	18件	75件
区分	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	計																										
相談日数	4日	5日	10日	5日	4日	4日	4日	7日	2日	45日																										
相談延件数	5件	4件	12件	2件	0件	8件	10件	16件	18件	75件																										

【陳情の要旨】

鳥取県議会から厚生労働省など国に対し、SNS相談の相談体制の強化を求める旨の意見書を提出すること。

鳥取県議会として、鳥取県当局に対し、とっとりSNS相談事業について、学校現場などでのさらなる広報など、利用の拡大・推進を求めること。

受理番号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年ー4号 (2. 2.18)	福祉保健	統合型リゾート施設整備方針の撤回等を求める意見書の提出について 倉吉市 足羽 佑太	<p>【現 状】</p> <p>1 主な経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年1-2月 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（IR推進法）の成立 ・平成30年 7月 ギャンブル等依存症対策基本法の成立 ・平成30年 7月 特定複合観光施設区域整備法（IR整備法）の成立 ・令和 2年 1月 運営事業者を監督するカジノ管理委員会が発足 ・(時期未定) 統合型リゾート施設整備に関する基本方針の策定 (令和元年9月に案が公表されたが、再検討が行われている。) <p>2 参考：特定複合観光施設（統合型リゾート施設）について カジノ施設及び会議場施設、レクリエーション施設、展示施設、宿泊施設その他の観光の振興に寄与するものと認められる施設が一体となっている施設のことで、民間事業者が整備するものをいう。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>依存症対策の重要な柱の一つとして、従来よりギャンブル等依存症対策に取り組んでおり、令和2年度県当初予算においては、「アルコール健康障害・ギャンブル等依存症対策事業」として、関連施策を充実させるための経費を盛り込んでいる。</p> <p>1 相談・治療拠点 東・中・西部の各保健所及び県立精神保健福祉センターにおいて相談対応を行っており、これに加え、令和2年度には専門治療を受けられる精神科病院を「ギャンブル等依存症支援拠点機関」として指定する予定。</p> <p>2 普及啓発 令和元年度に開催されたギャンブル依存症セミナー及びギャンブル依存症家族の会の活動を支援した。また、令和2年2月号県政だよりにギャンブル依存症に関する相談窓口を紹介する記事を掲載するとともに、2月末には県政テレビ番組で特集を放送し、県民への周知を図っている。</p> <p>3 国への要望活動（国土交通省） 令和2年度の施策に向けた全国知事会による活動の一環として、特定複合観光施設制度の施行に当たっては、その趣旨が社会全体に正しく浸透するよう努めるとともに、カジノ事業に関しては、犯罪防止や青少年の健全育成、依存症対策等について、国として効果を客観的に検証しながら最大限の施策を講じるよう、要望を行った。</p>

【陳情の要旨】
 鳥取県議会から国に対して、統合型リゾート施設、とりわけカジノ施設整備方針の撤回及びギャンブル依存症対策(カウンセリングの窓口設置や治療など)の推進を求める意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年一 5号 (2. 2:18)	福祉保健	新型コロナウイルス対策 及び疫学的検査体制の強 化を求める意見書の提出 について 倉吉市 足羽 佑太	<p>【現 状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 1月9日に、中国当局が入院患者からSARSやMARSとは異なる新種のコロナウイルスが遺伝子配列解析により特定されたと発表、WHOは1月14日の記者会見で新種のコロナウイルスが検出されたと認定し、1月30日に緊急事態を宣言した。 ○ また、国は1月28日に新型コロナウイルス感染症を指定感染症及び検疫感染症に指定（施行は2月1日）し、1月30日には中国で感染が拡大している状況を踏まえ、政府としての対策を総合的かつ強力に推進するため政府対策本部を設置し、現在まで、着実な検疫の実施、国内における感染拡大防止対策の強化、国民へ情報提供等の対策を実施している。 ○ 2月5日には全国知事会から、医療体制の整備、機動的な財政出動、検疫体制の強化や地域の検査体制の整備などの緊急提言を政府に要請した。 ○ 2月13日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部は、帰国者等の支援、国内感染対策の強化、水際対策の強化、影響を受ける産業等への対応として、総額153億円の緊急対応策を実行することとした。 ○ また、疫学的検査体制については、現在、国立感染症研究所と地方衛生研究所などを合わせて全国で1日に最大で3,000検体超（2/18現在）検査できる体制を確保している。 <p>【県の取組状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ WHOの「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言や、国の新型コロナウイルス感染症対策本部会議の設置（いずれも1月30日）に先立ち、1月16日の国内発生の初確認を踏まえて、県民の不安解消のための相談窓口の設置や専用ホームページの開設（1月16日）、中国からの観光客へ簡体字によるチラシ等での注意喚起（1月29日）など、全国に先駆けて、県民の不安解消や県内での感染防止対策などの情報発信を実施している。 ○ 1月21日には第1回新型コロナウイルス対策連絡会議を開催し、県民への注意喚起、医療機関の受入体制の確認を行ったほか、相談窓口（現在は発熱・帰国者・接触者相談センター）を各保健所にも拡充し、24時間体制で相談に応じることとした。 ○ その後も、国内での発生状況の進展や国の対応方針を踏まえ、その都度、対策本部等を開催し、県医師会や各地区医師会、感染症指定医療機関等と連携を図り、対策を実施しているほか、これまで2,560万円の予備費を活用して県内の検査体制、医療体制の充実を図っている。 ○ また、県衛生環境研究所では、24時間体制で受付・検査が実施できる体制を整備しており、1日最大で120検体（60人分）の検査が可能となっている。

【陳情の要旨】
鳥取県議会から国に対し、新型コロナウイルスなど感染症対策の強化、地方自治体への財政支援（予算措置）及び感染症研究基盤の確立・維持向上を求める意見書を提出すること。

陳情(新規)

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年一6号 (2. 2.19)	福祉保健	<p>厚生労働省による公立・公的病院名公表の白紙撤回と地域医療の充実を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取県医療労働組合連合会 執行委員長 池原 裕子</p> <p>鳥取県社会保障推進協議会 会長 藤田 安一</p>	<p>【現状】</p> <p>1. 令和1年9月26日に、厚生労働省が再編・統合を要請する424の公立・公的病院を公表した。県内でも4病院が公表され、当該病院だけでなく、県内の医療関係者、県民への不安と混乱を引き起こした。</p> <p>2. その後、厚生労働省から地方自治体、医療関係者への説明等も行われ、地域医療構想の推進のため、国と地方とでコミュニケーションを図りながら取り組んでいくための「国と地方の協議の場」が設けられ、地域医療構想、医師の偏在対策、医師の働き方改革についての議論が行われている。</p> <p>(開催状況)</p> <p>10月4日 総務省が地域医療確保に関する国と地方の協議の場を設置(第1回開催)</p> <p>11月12日 第2回開催</p> <p>民間病院も公立・公的病院と同様の情報を提供すること、地域医療構想の推進に向けた新たな支援制度は公立・公的病院、民間病院の別なく支援対象とすること、地域医療充実のため地域病院への財政措置を含む支援策の強化を図ることなどを要望</p> <p>12月24日 第3回開催</p> <p>民間病院データの提供、財政支援の具体策について協議</p> <p>※3回の協議により下記課題について地方の意見を踏まえた国からの対応策が示された。今後、医師の偏在対策、働き方についての議論を行う予定。</p>

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対し、次に掲げる項目を求める意見書を提出すること。

地域医療構想を踏まえた具体的対応方針について、厚生労働省が行った公立・公的病院424病院に対する「再検証」要請を白紙撤回すること。

いつでも・どこでも・誰もが必要な医療を受けられるよう、地域医療を充実させること。

地方側の懸念	国の方向性
①公立・公的医療機関等のみのデータが公表され、民間病院のデータの扱いが不明であること	地域医療構想調整会議での議論を活性化するために、公民問わず診療実績データを提供すること
②再編統合等に伴う財政支援が不明であること	既存の確保基金の拡充及び新たな財政支援措置(新たなダウンサイジング支援及び地方財政措置)を行う
③再編統合の議論の期限が設定されていること	明確な期限延長の方向性は示さなかったが、弾力的な運用を検討する

			<p>【県の取組状況】</p> <p>1 本県では、知事が全国自治体病院開設者協議会会長として、公表当日に会長名で公表に対する意見書を国に提出した。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合を推進するのは不適切 ・今回の分析結果が再編統合の方向性を強要するものでないことなどを十分説明し、各地域で議論を尽くしながら進めていくことが必要 <p>2 病院名公表後、知事は全国知事会社会保障常任委員会委員長に就任し、地域医療構想の推進、医師確保、医師の働き方改革等について地方を代表して国と協議を重ねている。</p> <p>(参考)</p> <p>10月19日、県議会から衆参議長、内閣総理大臣等あてに「地域医療の堅持に関する意見書」が提出されている。</p> <p>(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国一律の基準により分析したデータだけで再編統合の目安とすることなく地域の実情を踏まえること。 ・各地域の再検証の結果を尊重し、財政面等の不利益を生じさせないこと。
--	--	--	---

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年一7号 (2. 2. 19)	子育て・人財	保育関係者の早急な処遇改善について 鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利	<p>1 保育士の配置基準のうち4・5歳児については、国の子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の向上」の中に、30：1から25：1への改善が盛り込まれている。</p> <p>4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。</p> <p>2 保育士・保育教諭の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士（民間）全職員について約8%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。</p> <p>放課後児童クラブ支援員（正式：放課後児童支援員）については、国の運営費補助単価が年々引き上げられているほか、勤続年数や研修実績等に応じた賃金改善に要する経費について補助されている。また、単県でも資格を持つ指導員に対する加算など処遇改善が実施できるよう予算措置を行っている。</p> <p>なお、保育士の配置基準改善と更なる処遇改善については、保育現場や保育の主体である市町村の意見を十分に踏まえて、県としての方向性を引き続き検討していきたい。</p>

【陳情の要旨】

- 4・5歳児に係る保育士の配置基準について、一人の保育士が受け持つ子どもの人数を72年前からの30：1ではなく、20：1に改善すること。
- 保育関係職員・保育教諭・放課後児童クラブ支援員などの賃金上げるため、県独自の補助事業を創設し、保育士確保の下支えをすること。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年一8号 (2. 2. 19)	子育て・人財	<p>保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出について</p> <p>鳥取の保育を考える会 会長 石井 由加利</p>	<p>本県において、毎年4月1日時点の待機児童はゼロであるが、年度中途の10月1日時点では待機児童が発生している。 【待機児童数】R1.10.1時点 85人(暫定値)(H30.10.1時点 103人)</p> <p>年度中途の待機児童解消を目指し、市町村が各市町村の子ども・子育て支援事業計画に基づき実施する保育所等の施設整備や改修等の費用を国、県が助成している。 【令和2年度予算要求額】保育所等整備事業 91,699千円(1施設) 【令和元年度予算】19,146千円(1施設) (負担割合:国 1/2[安心子ども基金活用の場合は県]、市町村 1/4。 子育て安心プランに参加する場合は国補助率を2/3に嵩上げ)</p> <p>保育の質の向上に資する保育士の配置基準の改善については、国の子ども・子育て支援新制度における「質の向上」の中に、3歳児、1歳児及び4・5歳児の改善が盛り込まれている。現在、3歳児のみが公定価格に組み込まれている。県単独では、1歳児加配(6:1→4:5:1)を実施している。</p> <p>4・5歳児の配置基準改善については、保育関係団体からも継続して要望をいただいているが、現時点で実施主体である市町村の同意が得られていない。 【令和2年度予算要求額】低年齢児受入施設保育士等特別配置事業 198,605千円 【令和元年度予算】189,147千円</p> <p>保育士の処遇改善については、子ども・子育て支援新制度開始前に比べ、国において保育士(民間)全職員について約8%の処遇改善が行われたほか、技能・経験に応じて最大4万円の処遇改善が行われている。また、県単独加配の補助金においても単価引き上げを行い、各園で加配保育士も含めて処遇改善が実施できるよう予算措置をしている。</p> <p>なお、平成27年度に施行された子ども・子育て支援制度は、施行後5年の見直し時期を迎えており、現在国において、公定価格や保育士の処遇改善等について対応方針を検討しているところである。</p>

【陳情の要旨】
保育に係る公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求めるもの。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況																																							
2年-9号 (2.2.20)	生活環境	被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しを求める意見書の提出について フラワーデモとっどりの会 世話人 高橋 智鶴 笠原 晶子 山根 美恵	<p>【現状】</p> <p>1. 性暴力被害者支援センターとっどりの相談・支援状況（H30年度）</p> <table border="1" data-bbox="994 292 2056 459"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>活動件数</th> <th>被害・相談内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>219 件</td> <td rowspan="3">性犯罪、性虐待、DV、セクハラなど</td> </tr> <tr> <td>面接相談</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>付添支援・連携支援等</td> <td>60</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>311</td> <td>対前年比：164件増(2.1倍)</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 性暴力被害の実態 (単位：%)</p> <table border="1" data-bbox="994 483 2056 651"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>鳥取県</th> <th>全国</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 異性から無理やり性交等された経験</td> <td></td> <td>4.9</td> <td>4.9</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2) 被害について相談したかどうか</td> <td>相談した</td> <td>43.2</td> <td>39.0</td> </tr> <tr> <td>どこ(誰)にも相談しなかった</td> <td>52.3</td> <td>56.1</td> </tr> <tr> <td>その他・無回答</td> <td>4.5</td> <td>4.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典) 鳥取県：令和元年度鳥取県男女共同参画意識調査 全国：平成29年度内閣府男女間における暴力に関する調査</p> <p>3. 国の検討状況 平成29年の刑法改正の際に、附則第9条に法施行後3年を目途に、性犯罪等の実態に即した制度の見直しを検討する旨が規定され、現在、国では、「性犯罪に関する施策検討に向けた実態調査ワーキンググループ」を設置し、制度の見直しに資する性犯罪の実態に関する調査等が進められている。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>1. 平成29年1月に、県、医療機関、司法関係者等で構成する鳥取県性暴力被害者支援協議会が「性暴力被害者支援センターとっどり(愛称：クローバーとっどり)」を開設し、性暴力被害者に対する電話・面接相談、医療的・法的支援など総合的な支援の取組を進めている。</p> <p>2. 令和元年10月1日から相談時間を拡大するとともに、「性暴力被害者支援センター」の事務局を「とっどり被害者支援センター」に移管し、急性期から中長期にわたり被害者の支援を一体的に行うよう体制強化を図った。</p> <table border="1" data-bbox="1104 1150 1944 1289"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>拡大後の相談時間</th> <th>実施時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話相談</td> <td>週5日(月～金) 月・水・金：10時～16時、18時～20時</td> <td rowspan="2">R元.10.1～</td> </tr> <tr> <td>窓口</td> <td>火・木：10時～16時</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 県は、センターへの財政的な支援を行うとともに、性暴力被害者支援の必要性を周知啓発するため、センターと連携して、リーフレット、ステッカーやホームページ、SNS(ツイッター、フェイスブック)などによる広報活動を実施している。さらに、県民向けの公開講座(年3回程度開催)や、市町村、高校、大学等の福祉人権研修の場で「性暴力被害者支援」をテーマとした出前説明会を開催し、県民理解の場を増やしている。</p>	区分	活動件数	被害・相談内容	電話相談	219 件	性犯罪、性虐待、DV、セクハラなど	面接相談	32	付添支援・連携支援等	60	計	311	対前年比：164件増(2.1倍)	区分		鳥取県	全国	1) 異性から無理やり性交等された経験		4.9	4.9	2) 被害について相談したかどうか	相談した	43.2	39.0	どこ(誰)にも相談しなかった	52.3	56.1	その他・無回答	4.5	4.9	内容	拡大後の相談時間	実施時期	電話相談	週5日(月～金) 月・水・金：10時～16時、18時～20時	R元.10.1～	窓口	火・木：10時～16時
区分	活動件数	被害・相談内容																																								
電話相談	219 件	性犯罪、性虐待、DV、セクハラなど																																								
面接相談	32																																									
付添支援・連携支援等	60																																									
計	311	対前年比：164件増(2.1倍)																																								
区分		鳥取県	全国																																							
1) 異性から無理やり性交等された経験		4.9	4.9																																							
2) 被害について相談したかどうか	相談した	43.2	39.0																																							
	どこ(誰)にも相談しなかった	52.3	56.1																																							
	その他・無回答	4.5	4.9																																							
内容	拡大後の相談時間	実施時期																																								
電話相談	週5日(月～金) 月・水・金：10時～16時、18時～20時	R元.10.1～																																								
窓口	火・木：10時～16時																																									

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国会及び政府に対して、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)附則第9条の趣旨を尊重し、施行後3年にあたる今年7月に向け、改正時に積み残した課題を検討し、被害の実態に即した性犯罪に関する刑法規定の見直しに取り組むことを求める意見書を提出すること。

陳情（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-3 (2.2.12)	地域づくり	<p>自衛隊の中東派遣に反対する意見書の提出について</p> <p>倉吉市 足羽 佑太</p>	<p>1 派遣の根拠及び派遣計画</p> <p>(1) 根拠法令：防衛省設置法 ※特措法制定なし 第4条 防衛省は、次に掲げる事務をつかさどる。 18 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。</p> <p>(2) 派遣方針(概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中東地域における日本関係船舶の安全確保に必要な情報を収集することを目的とし、護衛艦1隻を派遣するほか、海賊対処のためソマリア沖に派遣中の哨戒機2機を活用 ・不測の事態が生じた時は、自衛隊法第82条の規定に基づき、武器使用が可能となる海上警備行動を発令して対応（不測の事態における保護対象：日本籍船、日本人が乗船しているか日本の積み荷を輸送する外国籍船） ・活動範囲は、オマーン湾、アラビア海北部及びバブ・エル・マンデブ海峡東側のアデン湾の三海域の公海（ホルムズ海峡やペルシャ湾は活動範囲から除外） ・活動期間を令和2年12月26日までの1年間（延長はその都度閣議決定） ・国会に活動内容を報告（閣議決定時と活動終了時） <p>2 現在の状況</p> <p>令和元年 12月27日 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」閣議決定</p> <p>令和2年 1月10日 「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき、防衛大臣が情報収集活動の実施を命じる。 1月20日 11日に出国したソマリア沖海賊の対策部隊派遣海賊対処行動航空隊のP-3Cが情報収集活動を開始。 2月2日 派遣情報収集活動水上部隊が編成され、護衛艦「たかなみ」が横須賀港を出港。2月下旬に活動海域に到着し、情報収集活動を開始予定。</p> <p>3 県の取組状況</p> <p>外交・防衛に関する事項は国の専権事項であり、県としては、国の動向を注視している。</p> <p><参考>過去の「調査・研究」に基づく海上自衛隊護衛艦の出動例 平成13年 ・米空母の横須賀港出港の際に、護衛艦が警戒監視活動のため随伴 (2001年) ・旧テロ対策特別措置法に基づく米海軍など各国艦艇への後方支援の準備のため、インド洋に派遣</p>

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-10 (2.2.20)	危機管理局	<p>島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ 圏内に住む乳幼児及び妊産婦等が PAZ 圏内の住民同様に被ばくしないで避難できる具体的な対策についての陳情</p> <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を 考える会) 共同代表 山中 幸子</p>	<p>①避難開始のタイミングの違い</p> <p>【現状】</p> <p>1 国の原子力災害対策指針の原子力災害発生時における防護措置の基本的な考え方は、重篤な確定的影響を回避するとともに、確率的影響のリスクを合理的に達成可能な限り低く保つことにあり、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓から、PAZ 圏内の施設に近い住民は、プルームによる内部被ばくだけでなく、プルームや沈着核種からの高線量の外部被ばくを含めた影響を避けるため、放射性物質が放出される前から予防的に避難することを基本として考えるべきとされている。</p> <p>2 比較的施設から距離の離れたUPZ 圏内においては、吸入による内部被ばくのリスクをできる限り低く抑え、避難行動による危険を避けるためにも屋内退避は有効であり、まずは屋内退避をとることを基本とすべきとされている。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>指針の避難のタイミングにおける防護措置を判断する空間線量の値は、乳幼児や妊産婦が考慮されている国際基準よりも安全な値とされているが、年齢が低いほど健康影響のリスクが高くなることから、屋内退避、安定ヨウ素剤の優先服用、バスの優先乗車等の優先避難の配慮を行うこととなっており、県の避難計画でもそのような配慮を行っているところ。</p> <p>②安定ヨウ素剤を適切なタイミングで服用する機会の違い</p> <p>【現状】</p> <p>1 原子力規制委員会の原子力災害対策指針等による取扱いは以下のとおり。</p> <p>(1) PAZ (概ね 5km 圏内)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平時から住民全員に安定ヨウ素剤を事前配布する。 <p>(2) UPZ (5km～30km 圏内) ※境港市及び米子市の一部地域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害発生時に避難等が必要な住民に安定ヨウ素剤を緊急配布する。 ・但し、避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが

【陳情の要旨】

鳥取県として、島根原子力発電所事故時の避難の際、UPZ 圏内に住む乳幼児及び妊産婦等においても、PAZ 圏内の住民同様、被ばくしないで避難できる具体的な対策をとること。

			<p>困難と想定される地域等で、地方公共団体が必要と判断する場合は、事前配布を行うことが可能である。</p> <p>2 安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくには効果があるが、放射性ヨウ素以外の放射性物質や外部被ばくには効果がないので、状況に応じて避難、屋内退避などの防護措置と組み合わせて活用することが重要である。</p> <p>【県の取組状況】</p> <p>1 県と米子市及び境港市は、平成 30 年度からUPZ 圏内に居住する住民のうち、原子力災害発生時に一時集結所で速やかに安定ヨウ素剤を受け取ることが困難で、希望される方に対して事前配布を実施しており、令和元年度は両市で計 6 回の事前配布説明会を開催し、103 人に配布。(平成 30 年度は 228 人に配布)</p> <p>2 本県の安定ヨウ素剤の事前配布について、県及両市のホームページや市報への掲載に加え、制度周知用のチラシを県及び両市の窓口や小学校・中学校等の保護者に配布するなど周知に努めている。</p>
--	--	--	--

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-11 (2.2.20)	危機管理局	<p>原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書の提出についての陳情</p> <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を 考える会) 共同代表 山中 幸子</p>	<p>○原子力規制委員会は、被ばくによる確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを最小限とするものとして、原子力災害発生1週間以内の被ばく線量の水準として「事前対策めやす線量」を示し、IAEA（国際原子力機関）が定めた原子力災害対策を実施するめやすとなる被ばく量の基準に基づき、1週間で実効線量100mSv（ミリシーベルト）としている。</p> <p>○この値は、原子力災害対策の基本的目標として避難行動などを伴う緊急防護措置に関する値であり、保守的な値を設定することで無理な避難等を行う弊害の可能性を低減させ、できる限り被ばく線量を少なくするものであって、はじめから100mSvを許容しているわけではない。</p> <p>○UPZ内の一時的移転においては、IAEAは年間の実効線量100mSv以内で実施するとしているが、日本では福島第一原子力発電所事故の教訓から20μSv/h以内で実施することとしている。これは、年間の実効線量20mSvに相当し、IAEAの5分の1の設定値となる。</p> <p>○県の避難計画では、国の原子力災害対策指針に基づき、まずは有効とされる屋内退避を行い、その後モニタリング結果により必要であれば避難することにより、さらにできるだけ放射線被ばくを低減することとしている。</p>

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対して、原子力発電所事故時の避難計画策定の「事前対策めやす線量」をより低い値に設定するよう求める意見書を提出すること。

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
2年-12 (2.2.20)	危機管理局	<p>放射能汚染された除去土壌（除染土）の再利用（処分・拡散）を全国で進める環境省令案の再考を求める意見書の提出についての陳情</p> <p>えねみら・とっとり (エネルギーの未来を 考える会) 共同代表 山中 幸子</p>	<p>○福島第一原発事故の放射性物質により汚染された地域は、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境への汚染への対処に関する特別措置法」に基づき、2018年3月までに面的除染を完了し、現在仮置き場等で一時的に管理されている除去土壌等を安全に集中管理・保管するため、中間貯蔵施設へ搬入する作業が進められている。</p> <p>○福島県内の除去土壌等は、中間貯蔵開始後30年以内に福島県外で最終処分することとされており、大量の除去土壌等を安全に減らし、再生資源として利用するため、環境省の専門家による再生利用のための安全評価に関する議論や除去土壌等の減容・再生利用の技術開発の実証事業で得られた科学的知見を踏まえ、除去土壌等の再生利用の基準となる「放射性物質汚染対処特措法施行規則の一部を改正する省令（案）」の改正手続きが行われている。</p> <p>○今後、国は再生利用することの必要性やその社会性が社会的に受け入れられるとともに、仕組みとして社会に実装されるための環境整備を地元の理解を得て行うとしている。</p>

【陳情の要旨】

鳥取県議会から国に対して、除去土壌の再利用を進める環境省令案について再考を求める意見書を提出すること。